

国立市保健センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) フッ素塗布事業の利用について、令和 7 年度から無料とするため、条例の一部を改正するものである。

国立市保健センター条例の一部を改正する条例案

国立市保健センター条例（昭和 56 年 9 月国立市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

別表を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。